

尼崎市空家空地等対策の推進に関する条例を公布する。

令和 7 年 5 月 26 日

尼崎市長

松本 真

## 尼崎市条例第 33 号

### 尼崎市空家空地等対策の推進に関する条例

#### 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 9 条）
  - 第 2 章 類似空家等及び空地等の調査等（第 10 条・第 11 条）
  - 第 3 章 空家空地等の発生の予防等（第 12 条－第 14 条）
  - 第 4 章 所有者等による空家空地等の適切な管理の促進等（第 15 条－第 18 条）
  - 第 5 章 類似空家等又は空地等の所有者等に対する措置等（第 19 条－第 25 条）
  - 第 6 章 尼崎市空家空地等対策審議会（第 26 条－第 31 条）
  - 第 7 章 雑則（第 32 条）
  - 第 8 章 罰則（第 33 条）
- 付則

#### 第 1 章 総則

##### （この条例の目的）

第 1 条 この条例は、適切な管理が行われていない空家等、類似空家等及び空地等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等、類似空家等及び空地等に係る対策（以下「空家空地等対策」という。）の推進について必要な事項を定めることにより、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に資することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 法第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (3) 管理不全空家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。
- (4) 類似空家等 建築物又はこれに付属する工作物で居住その他の使用がなされていないことが常態であるものに準ずるものとして規則で定めるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。以下同じ。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (5) 特定類似空家等 次のいずれかに該当する状態にあると認められる類似空家等をいう。
  - ア そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態
  - イ そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれがある状態
  - ウ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
  - エ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
- (6) 管理不全類似空家等 適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定類似空家等に該当することとなるおそれがある状態にあると認められる類似空家等をいう。
- (7) 空地等 その上に建築物及びこれに付属する工作物のいずれもが存しない土地（立木その他の土地に定着する物を含む。以下この号において同じ。）で、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
  - ア 人が使用していないことが常態である土地（これに準ずる状態にある土地として規則で定める土地を含む。）
  - イ 人が使用している土地で規則で定めるもの

(8) 特定空地等 次のいずれかに該当する状態にあると認められる空地等をいう。

ア そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがある状態  
イ 第5号イからエまでのいずれかに該当する状態

(9) 管理不全空地等 適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空地等に該当することとなるおそれがある状態にあると認められる空地等をいう。

(10) 関連事業者 不動産業、建設業その他の空家等、類似空家等又は空地等（以下「空家空地等」という。）の活用等と関連する事業を営む者をいう。

(11) 自治会等 自治会その他の地域住民により構成された団体をいう。

(12) 市民活動団体等 社会貢献その他の公益の増進を目的とする活動で営利を目的としないものに取り組む個人又は法人その他の団体（自治会等を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 空家空地等対策は、次の各号に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき行われなければならない。

(1) 空家等及び類似空家等は、人口の減少が進む中であって、なお既存の住宅の除却を上回る数の新規の住宅の建設が行われることにより増加することに鑑み、住宅の供給は、空家等及び類似空家等を含む既存の住宅の活用並びに当該住宅の除却に伴うその跡地における新規の住宅の建設を基本とすること。

(2) 住宅は、地域住民の生活及び諸活動を支える基盤となるものであり、これを良好な状態で利用し、又は管理することにより、世代を超えて当該基盤となることが期待されることに鑑み、住宅を構成する建築物又は土地の所有者は、その建築物又は土地について、地域住民の生活環境の保全に向けて良好な状態で利用し、又は管理すること。

(3) 土地は、現在及び将来における地域住民のための限られた貴重な資源であり、かつ、地域住民の諸活動にとって不可欠の基盤である

こと、土地の利用及び管理が他の土地の利用及び管理と密接な関係を有するものであること等に鑑み、土地の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、その周辺の生活環境の保全を図るとの観点から、その土地を適切に利用し、又は管理すること。

(4) 空家等又は類似空家等の除却後の跡地及び空地等は、無接道敷地及び狭小地の解消並びに地域の防災性の向上に向けて、隣地の統合その他の手段により有効活用を図ること。

(5) 空家空地等対策は、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、空家空地等の所有者等、市、関連事業者、自治会等及び市民活動団体等が連携し、及び協力して推進すること。

（空家空地等の所有者等の責務）

第4条 空家空地等の所有者等は、基本理念にのっとり、その空家空地等について、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理しなければならない。

2 空家等又は類似空家等（これらの敷地を除く。以下この項において「対象建築物等」という。）が借地上に存する場合におけるその存する対象建築物等の敷地の所有者等は、基本理念にのっとり、当該対象建築物等の所有者等に対して、当該対象建築物等について、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないようにするため適切に管理させるよう努めなければならない。

3 空家空地等の所有者等は、市が実施する空家空地等対策に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（市の責務）

第5条 市は、基本理念にのっとり、空家空地等対策に関する施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施するとともに、空家空地等の所有者等に対してその適切な管理について啓発を行うものとする。

2 市は、特定空家空地等（特定空家等、特定類似空家等又は特定空地等をいう。以下同じ。）又は管理不全空家空地等（管理不全空家等、管理不全類似空家等又は管理不全空地等をいう。以下同じ。）の所有者等によるその特定空家空地等又は管理不全空家空地等の適切な管理

の促進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（関連事業者の責務）

第6条 関連事業者は、基本理念にのっとり、空家等及び類似空家等を含む既存の住宅の活用、当該住宅の除却に伴うその跡地における新規の住宅の建設、隣地の統合その他の手段による空家空地等の有効活用に向けた空家空地等に関する取引の促進に努めるものとする。

（自治会等及び市民活動団体等の役割）

第7条 自治会等及び市民活動団体等は、管理不全空家等又は管理不全類似空家等に該当し、又は該当するおそれがある空家等又は類似空家等について、所有者等による早急な修繕又は除却を促進することにより、その修繕後の空家等若しくは類似空家等又はその除却後の跡地の有効活用が図られ、もって地域の活性化に資するといった好循環が期待されることを踏まえ、その活動地域内（市民活動団体等にあつては、本市の区域内）に存する空家等又は類似空家等の有効活用に向けて、積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 自治会等は、その活動地域内に存する空家空地等について、地域住民の交流の機会の提供その他の活動を通じて、有効活用の促進及び適切な管理の確保に向けた所有者等の意識の<sup>かん</sup>涵養に努めるものとする。

（相互の協力）

第8条 空家空地等の所有者等、市、関連事業者、自治会等及び市民活動団体等は、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、相互に協力するものとする。

2 市は、空家空地等の所有者等、関連事業者、自治会等及び市民活動団体等の間の相互理解が深まり、相互協力が推進されるよう、これらの者の交流の促進その他必要な取組を積極的に講ずるものとする。

（空家空地等対策についての計画の策定）

第9条 市は、空家空地等対策に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、法第6条第1項に規定する基本指針（以下「基本指針」という。）を参酌して、空家空地等対策についての計画を定めるものとする。

## 第2章 類似空家等及び空地等の調査等

### (実態調査等)

第10条 市長は、類似空家等又は空地等の所在及びその所有者等を把握するための調査その他類似空家等及び空地等についてこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市長は、この条例の施行のために必要があると認めるときは、関係する他の地方公共団体の長その他の者に対して、類似空家等又は空地等の所有者等の把握について必要な情報の提供その他の協力を求めることができる。

### (立入調査)

第11条 市長は、第20条の規定の施行に必要な限度において、類似空家等又は空地等の所有者等に対し、その類似空家等若しくは空地等に関する事項について報告させ、又はその職員若しくはその委任した者（以下「職員等」という。）に類似空家等若しくは空地等と認められる場所に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 市長は、前項の規定により職員等を類似空家等又は空地等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、その立ち入らせようとする類似空家等又は空地等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難である場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定により職員等を類似空家等又は空地等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その立ち入らせようとする職員等に身分を示す証明書を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## 第3章 空家空地等の発生の予防等

### (所有者等が不明の空家空地等の発生の予防のための支援)

第12条 市長は、建築物の老朽化、建築物又は土地に係る登記の未了その他の事由により、将来において、空家空地等が発生し、かつ、そ

の発生する空家空地等の所有者等が不明となるおそれがあるときは、そのおそれがある建築物又は土地の所有者等に対し、必要な助言又は指導その他の支援を行うことができる。

(管理不全空家空地等の発生の予防のための管理等)

第13条 空家空地等の所有者等は、その空家空地等が管理不全空家空地等に該当することとならないように、自らの責任において、規則で定める取組を行うなどして当該空家空地等を適切に管理するよう努めなければならない。

2 市長は、空家空地等が管理不全空家空地等に該当することとなることを予防するために必要があると認めるときは、空家空地等の所有者等に対し、必要な助言又は指導その他の支援を行うことができる。

(自治会等及び市民活動団体等による情報提供等)

第14条 自治会等及び市民活動団体等は、その活動地域内(市民活動団体等にあつては、本市の区域内)に存する空家等又は類似空家等について適切な管理が行われていないことにより地域住民の生活環境に多大な影響を及ぼすことが疑われるときは、その事実、その疑いに係る空家等又は類似空家等の状況及びその所有者等に関する情報を市に提供するよう努めるものとする。

2 自治会等は、その活動地域内に空家空地等の存在が疑われるとき、その活動地域内に存する建築物若しくは土地について適切な管理が行われていないことにより地域住民の生活環境に多大な影響を及ぼすことが疑われるとき又はその活動地域内において将来、空家空地等が発生し、かつ、その発生する空家空地等の所有者等が不明となるおそれがあることが疑われるときは、これらの疑いに係る建築物又は土地の所有者等にその事実を知らせるほか、当該建築物又は土地の有効活用に向けた有用な情報を広く提供するよう努めるものとする。

3 市長は、自治会等又は市民活動団体等がその活動地域内(市民活動団体等にあつては、本市の区域内)に存する空家等又は類似空家等についてその所有者等と連携して有効活用に向けた取組を行おうとするときは、その行おうとする当該取組への支援を行うことができる。

#### 第4章 所有者等による空家空地等の適切な管理の促進等

(所有者等による空家空地等の適切な管理の促進のための支援)

第15条 市長は、第12条、第13条第2項及び次条第1項に規定するもののほか、所有者等による空家空地等の適切な管理を促進するため、空家空地等の所有者等に対し、必要な情報の提供、助言又は指導その他の支援を行うことができる。

(所有者等による空家空地等の有効活用のための助言等)

第16条 市長は、空家空地等の所有者等がその空家空地等を自ら使用する見込みがないときは、その使用する見込みがない空家空地等の所有者等（次項において「対象所有者等」という。）に対し、当該空家空地等の賃貸又は譲渡その他の当該空家空地等の有効活用に資する取組を行うよう助言又は指導を行うことができる。

2 関連事業者は、対象所有者等に対して、空家等及び類似空家等を含む既存の住宅の活用、当該住宅の除却に伴うその跡地における新規の住宅の建設、隣地の統合その他の手段による空家空地等の有効活用についての働き掛けを行うなど、空家空地等に関する取引の促進に努めるものとする。

(空家空地等の有効活用に資する取組)

第17条 市長は、空家空地等に関する取引の促進のために必要な環境の整備、空家空地等の有効活用に関する気運の醸成その他の空家空地等の有効活用に資する取組を行うものとする。

(所有者等による措置に係る技術的援助等)

第18条 市長は、法又はこの条例の規定に基づく市長の助言又は指導に従って特定空家空地等又は管理不全空家空地等の所有者等が必要な措置を講じようとするときは、その講じようとする当該所有者等に対して、必要な技術的援助を行い、又はその講じようとする当該措置に要する経費について助成することができる。

2 市長は、特定空家等、特定類似空家等、管理不全空家等又は管理不全類似空家等（これらの敷地を除く。以下この項において「対象建築物等」という。）が借地上に存する場合におけるその存する対象建築



物等の所有者等が講ずべき措置を講じない場合又は当該所有者等を確知することができない場合において、当該対象建築物等の敷地の所有者等が必要な措置を講じようとするときは、その講じようとする当該所有者等に対して、必要な技術的援助を行い、又はその講じようとする当該措置に要する経費について助成することができる。

## 第5章 類似空家等又は空地等の所有者等に対する措置等

(管理不全類似空家等又は管理不全空地等の所有者等に対する措置)

第19条 市長は、管理不全類似空家等又は管理不全空地等の所有者等に対し、基本指針（法第6条第2項第3号に掲げる事項に係る部分に限る。）の例により、その管理不全類似空家等又は管理不全空地等が特定類似空家等又は特定空地等に該当することとなることを防止するために必要な措置を講ずるよう助言又は指導を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による助言又は指導を行った場合において、なおその行った当該助言又は指導に係る管理不全類似空家等又は管理不全空地等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定類似空家等又は特定空地等に該当することとなるおそれ大きいと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全類似空家等又は管理不全空地等が特定類似空家等又は特定空地等に該当することとなることを防止するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

3 前項の規定による勧告は、同項の措置について具体的な内容を示して行わなければならない。

(特定類似空家等又は特定空地等の所有者等に対する措置)

第20条 市長は、特定類似空家等又は特定空地等の所有者等に対し、その特定類似空家等又は特定空地等について、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（第2条第5号ア又はイのいずれかに該当する状態にない特定類似空家等にあつては建築物の除却を、特定空地等にあつては除却及び修繕を除く。）を講ずるよう助言又は指導を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による助言又は指導を行った場合において、な

おその行った当該助言又は指導に係る特定類似空家等又は特定空地等の状態が改善されていないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の期限を定めて、当該助言又は指導に係る措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその受けた当該勧告に係る措置を講じなかった場合において、特に必要があると認めるときは、当該措置を講じなかった者に対し、相当の期限を定めて、当該措置を講ずべきことを命ずることができる。

（措置命令に係る事前手続等）

第21条 市長は、前条第3項の規定による命令（以下「措置命令」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、措置命令を受けるべき者（以下「受命予定者」という。）に対し、その命じようとする措置の内容、当該措置を命ずることに対する意見書（以下「意見書」という。）の提出期限その他の規則で定める事項を記載した文書（以下「通知書」という。）を交付して、受命予定者又はその代理人（以下「受命予定者等」という。）に意見書及び自己に有利な証拠の提出等を行う機会を与えなければならない。

- 2 前項の規定による通知書の交付を受けた受命予定者は、その交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて、公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

- 3 市長は、前項の規定による意見の聴取の請求が行われたときは、その行われた当該請求に係る受命予定者等の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

- 4 市長は、前項の規定による意見の聴取（以下「意見聴取」という。）を行おうとするときは、その行おうとする意見聴取に係る措置命令に係る措置の内容並びに当該意見聴取の期日及び場所を、当該期日の3日前までに、受命予定者等に通知するとともに、これを公告しなければならない。

- 5 受命予定者等は、意見聴取に際して、証人を出席させ、又は自己に有利な証拠を提出することができる。

6 措置命令については、尼崎市行政手続条例（平成8年尼崎市条例第1号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

7 市長は、措置命令を行った場合においては、その行った措置命令に係る特定類似空家等又は特定空地等における標識の設置、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。ただし、当該特定類似空家等又は特定空地等に関して既に次条第1項の規定による公示を行った場合は、この限りでない。

（危険の周知）

第22条 市長は、次のいずれかに該当する場合において、特定空家空地等の状態について周知する必要があると認めるときは、その周知の必要がある特定空家空地等の所在地、用途、状態その他周辺住民の生命、身体又は財産を保護するために市長が必要と認める事項について、当該特定空家空地等における標識の設置、インターネットの利用その他の適切な方法により公示することができる。

(1) 法第22条第1項又は第20条第1項の規定による助言又は指導（以下この条において「措置助言等」という。）を行った日（当該助言及び当該指導をいずれも行った場合にあっては、当該助言を行った日）から1月を経過した場合

(2) 措置助言等を受けるべき者を確知することができない場合

2 市長は、前項第1号に該当する場合において、同項の規定による公示を行おうとするときは、あらかじめ、その行おうとする当該公示に係る特定空家空地等について措置助言等を受けた者に対し、当該公示を行う理由その他規則で定める事項を通知し、当該公示を行うことに対する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、緊急の必要があると認める場合その他やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

3 市長は、前項ただし書の規定により同項の規定による通知及び意見を述べる機会の付与を行わずに第1項の規定による公示を行った場合は、その行った当該公示に係る特定空家空地等について措置助言等を

受けた者に通知することが困難な事情がある場合を除き、当該公示後速やかに、当該者に対し、当該公示を行った理由その他規則で定める事項を通知しなければならない。

4 市長は、第1項第2号に該当する場合において、同項の規定による公示後にその行った当該公示に係る特定空家空地等について措置助言等を行うべき者を確知したときは、当該者に通知することが困難な事情がある場合を除き、その確知後速やかに、当該者に対し、当該公示を行った理由その他規則で定める事項を通知しなければならない。

5 市長は、前2項の規定による通知を行う場合において、その行う当該通知に係る第1項の規定による公示が継続しているときは、当該通知を受けた者に対し、その継続している当該公示を行ったことに対する意見を述べる機会を与えなければならない。

6 特定空家空地等の所有者等は、第1項の規定による標識の設置を拒み、若しくは妨げ、又はその設置された標識を破損してはならない。

(行政代執行)

第23条 市長は、措置命令を受けた者がその受けた措置命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認めるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら当該措置命令に係る措置を講じ、又は第三者に当該措置を講じさせることができる。

(尼崎市空家空地等対策審議会への意見聴取)

第24条 市長は、法第22条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令若しくは同条第9項の規定による行政代執行（同条第10項及び第11項の規定による措置を含む。）又は第20条第2項の規定による勧告、措置命令若しくは前条の規定による行政代執行を行おうとするときは、あらかじめ、尼崎市空家空地等対策審議会の意見を聴かななければならない。ただし、緊急の必要があると認める場合で、あらかじめその意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

(応急措置)

第25条 市長は、特定空家空地等が保安上著しく危険な状態にある場合において、人の生命、身体又は財産に重大な危害が及ぶことを避けるために緊急の必要があると認めるときは、その危害を避けるために必要な最小限度の措置を自ら講じ、又は第三者に講じさせることができる。

2 市長は、前項の規定により同項の措置（以下この条において「応急措置」という。）を自ら講じ、又は第三者に講じさせようとするときは、あらかじめ、その講じ、又は講じさせようとする応急措置の内容を当該応急措置に係る特定空家空地等の所有者等に通知しなければならない。ただし、当該所有者等を確知することができない場合又はあらかじめその通知を行ういとまがない場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定により応急措置を自ら講じ、又は第三者に講じさせたときは、その講じ、又は講じさせた応急措置に要した費用について、規則で定める場合を除き、当該応急措置に係る特定空家空地等の所有者等に対して、納付を命ずるものとする。

## 第6章 尼崎市空家空地等対策審議会

（設置）

第26条 第24条の規定によりその権限に属させられた事項その他空家空地等対策に関する重要な事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、尼崎市空家空地等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織等）

第27条 審議会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年を超えない範囲内において市長が別に定める期間とする。ただし、再任することを妨げない。

4 委員の辞任等により後任の委員を委嘱し、又は任命する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退い

た後も、同様とする。

(会長)

第28条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集等)

第29条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(意見の聴取等)

第30条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は当該者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第31条 第27条から前条までに規定するもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 第7章 雑則

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 第8章 罰則

第33条 措置命令に違反した者は、50,000円以下の過料に処する。

2 第11条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20,000円以下の過料に処する。

## 付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。

(尼崎市危険空家等対策に関する条例及び尼崎市危険空家等対策審議会条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 尼崎市危険空家等対策に関する条例（平成27年尼崎市条例第8号）

(2) 尼崎市危険空家等対策審議会条例（平成27年尼崎市条例第9号）  
(経過措置)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた前項（第1号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の尼崎市危険空家等対策に関する条例第8条第1項の規定による助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告又は同条第3項の規定による命令（これらのうち、施行日以後に特定類似空家等に該当することとなる危険空家等（同条例第2条第1項第2号に規定する危険空家等をいう。）に係るものに限る。）は、それぞれ第20条第1項の規定による助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告又は措置命令とみなして、この条例の規定（第8章を除く。）を適用する。

4 この条例の施行の際現に付則第2項（第2号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の尼崎市危険空家等対策審議会条例（以下「廃止前の審議会条例」という。）第1条の規定により設置されている尼崎市危険空家等対策審議会（以下「旧審議会」という。）は、第26条の規定により設置された審議会とみなす。

5 この条例の施行の際現に廃止前の審議会条例第2条第2項の規定により委嘱され、又は任命された旧審議会の委員（以下「旧審議会委員」という。）である者は、施行日に、第27条第2項の規定により、審議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、施行日における旧審議会委員と

としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(審議会の招集の特例)

- 6 最初に招集される審議会は、第29条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(尼崎市の環境をまもる条例の一部改正)

- 7 尼崎市の環境をまもる条例(平成12年尼崎市条例第51号)の一部を次のように改正する。

目次中「空地の適正管理(第60条―第65条)」を「削除」に改める。

第32条中「及び第63条」を削る。

第6章第2節を次のように改める。

#### 第2節 削除

第60条から第65条まで 削除

第93条中「の各号」を削り、同条中第2号を削り、第3号を第2号とする。